

証券コード 6549
2021年6月14日

株 主 各 位

東京都武蔵野市御殿山一丁目1番3号
ディーエムソリューションズ株式会社
代表取締役社長 花 矢 卓 司

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、事前に書面により議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくよう強くご推奨申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目4番14号
吉祥寺第一ホテル 8階「飛鳥の間」
(会場が前回と異なっております。末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第17期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はいたしておりませんので、ご了承賜りますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.dm-s.co.jp>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

### 事 業 報 告

(2020年4月1日から)  
(2021年3月31日まで)

#### 1. 会社の現況

##### (1) 当事業年度の事業の状況

###### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴う経済活動の停滞や縮小により、先行きの不透明な状況で推移しました。

こうした状況の中、主に新型コロナウイルス感染症の影響を受け、当社の主たる事業領域であるダイレクトメール市場の取引高は前年と比較し減少しており、また、インターネット広告市場においてもその影響を多大に受けております。

このような事業環境の中、当社はダイレクトマーケティング実施企業に対して、マーケティングの各局面において最適なソリューションを提供するべく努めてまいりました。また、積極的な人材採用を行い、営業力及び提供サービスの強化に取り組んでまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は14,621,981千円（前事業年度比8.8%増）、営業利益は659,369千円（前事業年度比210.8%増）、経常利益は660,518千円（前事業年度比211.3%増）、当期純利益は427,270千円（前事業年度は当期純損失102,472千円）となりました。

#### 事業別売上高

| 事 業 区 分                | 第 16 期<br>(2020年3月期)<br>(前事業年度) |       | 第 17 期<br>(2021年3月期)<br>(当事業年度) |       |
|------------------------|---------------------------------|-------|---------------------------------|-------|
|                        | 金額                              | 構成比   | 金額                              | 構成比   |
| ダ イ レ ク ト メ ー ル<br>事 業 | 11,778,661千円                    | 87.7% | 11,632,365千円                    | 79.6% |
| イ ン タ ー ネ ツ<br>事 業     | 1,654,793                       | 12.3  | 2,989,616                       | 20.4  |
| 合 計                    | 13,433,455                      | 100.0 | 14,621,981                      | 100.0 |

## ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は94,163千円であります。

その主なものは、ダイレクトメール事業において当事業年度に新設した八王子第5フルフィルメントセンターへの設備投資（37,723千円）、その他物流拠点への設備投資（29,733千円）及び新サービスへの投資（16,388千円）であります。

## ③ 資金調達の状況

当事業年度においては、新株予約権の行使により、68,000株の新株式を発行し、47,124千円を調達しております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区分                               | 第14期<br>(2018年3月期) | 第15期<br>(2019年3月期) | 第16期<br>(2020年3月期) | 第17期<br>(2021年3月期)<br>(当事業年度) |
|----------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(千円)                          | 10,438,822         | 12,178,290         | 13,433,455         | 14,621,981                    |
| 経常利益(千円)                         | 167,372            | 298,663            | 212,194            | 660,518                       |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△)(千円)          | 110,062            | 200,413            | △102,472           | 427,270                       |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△)(円) | 45.84              | 81.18              | △41.13             | 155.84                        |
| 総資産(千円)                          | 3,646,025          | 4,311,265          | 4,105,016          | 4,927,251                     |
| 純資産(千円)                          | 1,368,485          | 1,584,126          | 1,664,606          | 2,157,377                     |
| 1株当たり純資産(円)                      | 555.84             | 637.58             | 605.54             | 752.64                        |

(注) 当社は、2017年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第14期（2018年3月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。

### (3) 重要な子会社の状況

子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社いたしましては、下記の内容を重要課題として取り組んでまいります。

#### ① 新型コロナウイルスの感染拡大への対応

世界的な新型コロナウイルスの感染拡大の影響は依然として大きく、当面の消費活動は低調に推移し、当社の事業領域である広告市場においても厳しい状況が続くものと考えられます。当社においては資金繰りに懸念は無いものの、新型コロナウイルスの感染拡大による影響の深刻化や収束までの期間の長期化等の不測の事態に備えて、株式会社三菱UFJ銀行とコミットメントライン契約（極度額7億円、契約期間2021年6月1日～2022年6月1日）を締結しております。

#### ② 新サービスの開発

インターネット事業はS E Oを切り口とした自社開発の分析ツールを用いた解析資料の提供等、S E O・コンテンツマーケティング・運用型広告・W e bサイト制作をすべて自社サービスとしてワンストップで提供できる体制が整っており、サービスの質的差別化によりその競合優位性を保っております。しかしながら、変化や技術革新が著しいインターネット業界において当社が持続的な成長を維持するためには、特定のサービスに依存せず、常に付加価値の高い新サービスの開発及び提供が欠かせないものと認識しており、今後につきましては、当社が有するサービス開発力・分析力を活かして、競争力の高いサービスを提供し続けるとともに、新サービスを定期的にリリースし、拡販を進めることで収益基盤の強化を図ってまいります。

#### ③ 大口顧客の拡大

ダイレクトメール事業においては、当社メールセンター及びロジスティクスセンターが保有する社内設備等との兼ね合いもあり、小ロット（500通から）から中ロット（30,000通まで）での発送業務を中心に事業を展開しており、大口顧客に頼らない事業展開が当社の経営を安定させる一要因にもなっています。今後につきましては、持続的な成長を維持するため、従来の販路は維持拡大しつつ、社内インフラの増強とあわせ、大規模な取引が期待される大口顧客の開拓に取り組むことにより、収益機会の拡大を図ってまいります。

#### ④ フルフィルメントサービスの拡大

ダイレクトメール事業においては、メール便を中心とした配送物の発送代行業務をサービスの主軸としてまいりましたが、ネット通販市場の拡大を受け、宅配便での配送を行う小口貨物の取扱いが増加しており、引き続き同様の傾向が継続するものと予想されます。今後につきましては、物流企画部を担当部署にして、受注管理、在庫管理、ピッキング、梱包、発送の一連のプロセスを一手に請け負うフルフィルメントサービスの提供拡大及び宅配便の取扱量を増加させることで、収益機会の拡大を図ってまいります。

#### ⑤ 優秀な人材の採用及び育成

今後、当社が事業をさらに拡大し、成長を続けていくうえで、優秀な人材の確保と、その適正な配置による業務効率の向上がその基盤になるものと認識しております。そのために、幅広い求人機会を活用して、新卒・中途の採用を推し進めていきたいと考えております。加えて、人材育成及び能力向上も重要であると考えており、社内OJTはもちろんのこと、社外講師による研修や、社外セミナー等も積極的に活用し、人材の育成と能力向上に努めてまいります。

#### ⑥ 情報管理体制の強化

当社は業務上大量の個人情報を取り扱っており、個人情報等の機密情報について、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等により、情報管理体制の整備を図ってまいりました。当社において、情報管理体制の強化は今後も重要な課題であると認識しており、引き続きその強化を図ってまいります。なお、当社は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運営するプライバシーマーク制度の認証を取得しており、情報管理の徹底を図っております。

#### ⑦ 経営管理体制の強化

当社は企業価値を高め株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるために、コーポレートガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、更なる企業規模の拡大の基盤となる経営管理体制を拡充していくため、今後においても意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実及び監査役監査並びに監査法人による監査との連携を強化していく方針です。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

| 事業区分       | 事業内容               |
|------------|--------------------|
| ダイレクトメール事業 | 発送代行業、デザイン、印刷      |
| インターネット事業  | WEBコンサルティング、メディア運営 |

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

| 名 称               | 所 在 地                  |
|-------------------|------------------------|
| 本 社               | 東京都武蔵野市御殿山一丁目1番3号      |
| 新宿オフィス            | 東京都新宿区西新宿一丁目6番1号       |
| 大阪 営 業 所          | 大阪府大阪市北区堂島一丁目5番30号     |
| 名古屋 営 業 所         | 愛知県名古屋市中区錦一丁目18番22号    |
| 横浜 営 業 所          | 神奈川県横浜市神奈川区金港町六丁目6番    |
| 福岡 営 業 所          | 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目1番1号   |
| 仙 台 営 業 所         | 宮城県仙台市青葉区中央四丁目10番3号    |
| 三鷹 メールセンター        | 東京都三鷹市井口一丁目10番12号      |
| 八王子第1メールセンター      | 東京都八王子市田町1番5号          |
| 八王子第2メールセンター      | 東京都八王子市北野町543番地7       |
| 八王子第3ロジスティクスセンター  | 東京都八王子市石川町2969番地16     |
| 八王子第4フルフィルメントセンター | 東京都八王子市宇津木町693番地1      |
| 八王子第5フルフィルメントセンター | 東京都八王子市北野町598番地11      |
| 日野フルフィルメントセンター    | 東京都日野市旭が丘三丁目1番1号       |
| 大阪 メールセンター        | 大阪府大阪市東淀川区西淡路六丁目4番111号 |

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

| 事業区分       | 使用人數        | 前事業年度末比増減   |
|------------|-------------|-------------|
| ダイレクトメール事業 | 165 (155) 名 | 9名増 (48名増)  |
| インターネット事業  | 51 (16) 名   | -名増 (-名増)   |
| 全社 (共通)    | 26 (2) 名    | 2名増 (-名増)   |
| 合計         | 242 (173) 名 | 11名増 (48名増) |

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、アルバイト及びパートタイマーは( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社 (共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 使用人数が当期中において、11名増加しましたのは、業務拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

| 借入先         | 借入額       |
|-------------|-----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 691,996千円 |
| 株式会社みずほ銀行   | 76,240    |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,810,000株
- (3) 株主数 1,817名
- (4) 大株主

| 株 主 名                                     | 持 株 数     | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------|-----------|---------|
| 花 矢 卓 司                                   | 909,800 株 | 32.85%  |
| 福 村 寛 敏                                   | 568,700   | 20.53   |
| アセットインクリーズ株式会社                            | 260,000   | 9.39    |
| モルガン・スタンレーMUF <sup>G</sup><br>証 券 株 式 会 社 | 51,300    | 1.85    |
| 松 本 和 久                                   | 50,000    | 1.81    |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                         | 49,847    | 1.80    |
| 中 村 剛                                     | 46,700    | 1.69    |
| 丸 谷 和 徳                                   | 30,000    | 1.08    |
| 株 式 会 社 北 斗                               | 30,000    | 1.08    |
| 清 水 嘉 弘                                   | 20,300    | 0.73    |

(注) 1. 当事業年度における新株予約権の行使による新株の発行により、発行済株式の総数が68,000株増加し、資本金が23,596千円、資本準備金が23,528千円それぞれ増加しております。

2. 持株比率は自己株式40,221株を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### その他新株予約権の状況

イ. 2018年11月9日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

|                                           |                                                |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 新 株 予 約 権 の 総 数                           | 1,220個 (注) 1                                   |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る<br>株 式 の 种 類 と<br>数 | 普通株式 122,000株 (注) 1<br>(新株予約権1個につき100株)        |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                       | 1,153円                                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産<br>の<br>価 値           | 新株予約権1個当たり<br>118,800円 (注) 2<br>(1株当たり 1,188円) |
| 権 利 行 使 期 間                               | 2020年7月1日から2028年11月26日まで                       |
| 行 使 の 条 件                                 | (注) 4                                          |
| 割 当                                       | 取締役 5名<br>従業員 13名                              |

(注) 1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併・会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2018年11月8日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金1,153円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{分割(または併合)の比率}}{1}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除

く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2020年3月期から2027年3月期までのいずれかの事業年度における当社の経常利益が下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。
  - (a) 経常利益が3.5億円を超過した場合 行使可能割合：50%
  - (b) 経常利益が5億円を超過した場合 行使可能割合：100%

ただし、上記(a)及び(b)が達成されていない場合においても、2020年3月期から2027年3月期までのいずれかの連続する2事業年度の経常利益の合計額が5億円を超過しているときは、各新株予約権者の行使可能割合は50%として扱うものとする。なお、上記における経常利益の判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された損益計算書（連

結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書)における経常利益を参照する。また、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び  
資本準備金に関する事項  
上記（注）3に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記（注）4に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記（注）5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

#### □. 2020年5月18日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

|                                        |                                        |
|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 新 株 予 約 権 の 総 数                        | 1,391個（注）1                             |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る<br>株 式 の 种 類 と 数 | 普通株式 139,100株（注）1<br>(新株予約権1個につき100株)  |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                    | 651円                                   |
| 新株予約権の行使に際して出資される財<br>産 の 価 額          | 新株予約権1個当たり 65,200円（注）2<br>(1株当たり 652円) |
| 権 利 行 使 期 間                            | 2021年7月1日から2030年6月30日まで                |
| 行 使 の 条 件                              | （注）4                                   |
| 割 当 先                                  | 取締役 5名<br>従業員 60名                      |

(注) 1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2020年5月15日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金651円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 4. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、2021年3月期から2028年3月期までのいずれかの事業年度における当社の経常利益が下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができるものとする。
  - (a) 経常利益が7億円を超過した場合 行使可能割合：50%
  - (b) 経常利益が10億円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、上記における経常利益の判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書）における経常利益を参照するものとする。また、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。

### 5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件を勘案のうえ、下記の定めに準じて決定するものとする。  
本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。  
なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割（または併合）の比率  
また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
- 上記の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び  
　　資本準備金に関する事項  
　　下記の定めに準じて決定する。
- ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とするものとする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
　　譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
　　上記（注）4に準じて決定するものとする。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
　　下記の定めに準じて決定するものとする。
- ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定するものとする。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名  | 担当及び重要な兼職の状況                                                |
|----------|------|-------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 花矢卓司 |                                                             |
| 取締役副社長   | 福村寛敏 | アセットインクリーズ株式会社<br>代表取締役<br>Performance Technologies 株式会社取締役 |
| 取締役      | 勝山純一 | ダイレクトメール事業部長                                                |
| 取締役      | 木村和央 | バーティカルメディア事業部長<br>Performance Technologies 株式会社代表取締役        |
| 取締役      | 小林剛司 | デジタルマーケティング事業部長                                             |
| 取締役      | 松藤悠  | 松藤悠公認会計士事務所 公認会計士                                           |
| 常勤監査役    | 安田仁裕 | 株式会社フォーシンクス代表取締役                                            |
| 監査役      | 齋藤哲男 | 株式会社ワープツー代表取締役                                              |
| 監査役      | 高見之雄 | 西込・高見法律事務所 弁護士                                              |

- (注) 1. 取締役松藤悠氏は、社外取締役であります。  
2. 常勤監査役安田仁裕氏、監査役齋藤哲男氏及び監査役高見之雄氏は、社外監査役であります。  
3. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低限度額とします。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

#### ① 被保険者の範囲

当社のすべての取締役及び監査役

#### ② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分        | 分 | 支給人数     | 基本報酬                |
|-----------|---|----------|---------------------|
| 取締役       |   | 6名       | 138,278千円           |
| 監査役       |   | 3        | 12,000              |
| 合(うち社外役員) | 計 | 9<br>(4) | 150,278<br>(13,800) |

#### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2011年3月31日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名、監査役の員数は2名です。

#### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るとともに、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。また、報酬の種類は固定報酬のみとなっております。

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、職責、貢献度や管掌部門の業績を考慮したうえで、他社水準、当社全体の業績も考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役がその具体的な内容について委任を受けるものとします。当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、監督機能を担う社外取締役の助言を得て決定します。

⑤ 取締役の個人別報酬等内容が決定方針に沿うものであると会判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、委任を受けた代表取締役が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその原案を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当事業年度においては、2020年6月23日開催の取締役会において代表取締役花矢卓司に具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役において決定をしております。

**(5) 社外役員に関する事項**

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役松藤悠氏は、松藤悠公認会計士事務所を経営しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・常勤監査役安田仁裕氏は、株式会社フォーシングクスの代表取締役を兼職しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役齋藤哲男氏は、株式会社ワークツーの代表取締役を兼職しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役高見之雄氏は、西込・高見法律事務所を経営しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|             | 主　な　活　動　状　況                                                                                                                                                                                     |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 松 藤 悠   | 当事業年度に開催された取締役会24回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。<br>また、M&A案件の検討に際して担当役員や管理部門に対して適宜助言を行うと共に、KAM（監査上の主要な検討事項）の強制適用にあたり、監査実務経験者として独立した立場から監査役等への助言・指導を実施しました。 |
| 監査役 安 田 仁 裕 | 当事業年度に開催された取締役会24回及び監査役会17回の内、取締役会23回及び全ての監査役会に出席いたしました。前職における知識と経験に基づく専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。                                       |
| 監査役 斎 藤 哲 男 | 当事業年度に開催された取締役会24回及び監査役会17回の全てに出席いたしました。前職における知識と経験に基づく専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。                                                       |
| 監査役 高 見 之 雄 | 当事業年度に開催された取締役会24回及び監査役会17回の全てに出席いたしました。法律専門家としての知識と経験に基づく専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。                                                    |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称：有限責任あづさ監査法人

(2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 19,800千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 19,800   |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりあります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) コンプライアンスを法令、定款、社内規程及び社会規範等を含めた「企業倫理の遵守」と定義し、取締役及び使用人が日常活動における判断・

行動に際し遵守すべき基準として、「ディーエムソリューションズ行動・倫理規範」を制定し、周知・徹底を図る。

- (口)コンプライアンスを推進する体制としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、審議・活動の内容を定期的に取締役会に報告する。
- (ハ)取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- (二)内部監査担当部署を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。
- (ホ)法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を整備し、その運用に当たっては内部通報担当部署が適切に対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (イ)取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
- (口)取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- (ハ)内部監査担当部署は、文書保存の管理責任者と連携のうえ、文書等の保存及び管理状況を監査する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (イ)リスク管理を体系的に規定する「リスク・コンプライアンス規程」を定め、リスク管理を推進する体制としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理体制整備の進捗状況や有効性について検討し、その結果を取締役会に報告する。
- (口)不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長又はその指名を受けた者の指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- (ハ)内部監査担当部署は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
(イ)中期経営計画等の全社的な目標を定めることにより、各部門が事業年度ごとに実施すべき具体的な施策を効率的に策定できる体制を構築する。  
(ロ)経営の組織的・効率的推進を目的として業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」に則り、職務の適切かつ効率的な執行を実現するとともに、重要事項については取締役会を経て意思決定を行うことで、職務の適正性を確保する。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制  
(イ)当社で定める「ディーエムソリューションズ行動・倫理規範」を当社グループ会社にも周知徹底させ、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を目指す。  
(ロ)当社からグループ会社へ取締役または監査役を派遣することで、グループ・ガバナンスの強化を図ると共に、リスク管理及びコンプライアンスの周知徹底を図る体制を整備する。  
(ハ)当社グループは、グループ会社の経営全般に関して、当社と当社グループ会社との間で定期的に会議を開催し重要な情報を共有するほか、監査役及び内部監査担当部署が連携して業務の適正性を確保する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
(イ)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名する。指名を受けた使用人は監査役の指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。  
(ロ)監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合、その使用人の人事異動、人事評価に関しては、監査役の意見を尊重する。  
(ハ)監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人が監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知させ、会議等への出席により、監査役監査に必要な調査を行う権限を付与する。
- (二)監査役の職務を補助すべき使用人を務めたことをもって不利な取扱いをしないことを、会社は保証し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (イ)取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- (ロ)取締役及び使用人は、会社に重大な影響を及ぼす事項が発生し、あるいは発生するおそれがあるとき、又は取締役及び使用人による違法・不正な行為を発見したときは、すみやかに監査役に報告するものとする。
- ⑧ 上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社がこれを負担する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ)監査役の過半は社外監査役とし、監査役職務の独立性及び透明性を確保する。
- (ロ)代表取締役社長は、監査役との意思疎通を図るために、監査役との定期的な意見交換を行う。
- (ハ)会社は、監査役、会計監査人及び内部監査担当部署が、相互に緊密な連携及び情報交換を円滑に行える環境整備に努める。
- (二)会社は、監査役監査の実施に当たり監査役が認めるときは、監査役の判断で弁護士、公認会計士その他外部アドバイザーを活用できる体制を整え、監査役監査の実効性確保に努める。

## (2) 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

- ① 反社会的勢力の不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、経営陣以下組織全体が一体となって毅然と対応する。

- ② 反社会的勢力による被害を防止するために、平素から、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との緊密な連携を図る。
  - ③ 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力による圧力や不当要求は断固として拒絶する。
  - ④ 反社会的勢力の不当要求に対しては、外部専門機関と協議し、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
  - ⑤ 不祥事等を隠蔽するための反社会的勢力との裏取引は絶対に行わない。また、反社会的勢力への資金提供や便宜供与は、絶対に行わない。
- (3) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**
- 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。
- ① 当社の業務の適正を確保するための体制は上記基本方針に従い、適切に運用されています。
  - ② 代表取締役社長が議長を務めるリスク・コンプライアンス委員会において、個別リスクに加え、情報の管理、環境・安全・健康、反社会的勢力との関係遮断等の様々なリスクの集約・評価が実施されており、コンプライアンスの徹底を図っております。
  - ③ 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムは、監査法人との連携もなされ、適切に整備・運用されています。
  - ④ 投資を含めた当社の重要事項については、取締役会において多面的な審議を行い、損失の危険の管理は適切に行われています。
  - ⑤ 監査役監査基準及び内部監査規程の社内規程に基づき、当社監査役及び各内部監査担当により監査や診断等が実施され、また当社の営業成績、財務状況その他の重要な情報は適切に報告されており、業務の適正性は確保されています。
  - ⑥ 取締役や社内関係部署から、重要な意思決定や職務の執行状況、職務の執行に関する説明、並びにそれらに関する重要な文書の供覧等を通じて、監査役が必要とする情報は提供されており、監査役への報告は適切に行われています。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)        |           |
| 流動資産      | 3,254,146 | 流動負債          | 2,238,742 |
| 現金及び預金    | 1,107,765 | 買掛金           | 1,249,629 |
| 受取手形      | 115,220   | 1年内返済予定の長期借入金 | 243,172   |
| 売掛金       | 1,793,562 | リース債務         | 2,654     |
| 商 phẩm    | 32,301    | 未払金           | 212,659   |
| 貯蔵品       | 31,816    | 未払費用          | 110,811   |
| 前渡金       | 68,757    | 賞与引当金         | 109,204   |
| 前払費用      | 53,412    | 未払法人税等        | 201,546   |
| その他の      | 62,646    | 前受金           | 51,206    |
| 貸倒引当金     | △11,335   | 預り金           | 11,465    |
| 固定資産      | 1,673,105 | その他の          | 46,393    |
| 有形固定資産    | 1,211,134 | 固定負債          | 531,132   |
| 建物        | 248,088   | 長期借入金         | 525,064   |
| 機械及び装置    | 195,655   | リース債務         | 4,068     |
| 車両運搬具     | 3,343     | その他の          | 2,000     |
| 工具、器具及び備品 | 89,332    | 負債合計          | 2,769,874 |
| 土地        | 668,606   | (純資産の部)       |           |
| リース資産     | 6,108     | 株主資本          | 2,084,648 |
| 無形固定資産    | 93,823    | 資本金           | 342,591   |
| のれん       | 37,422    | 資本剰余金         | 268,758   |
| ソフトウエア    | 56,401    | 資本準備金         | 268,758   |
| 投資その他資産   | 368,146   | 利益剰余金         | 1,523,511 |
| 関係会社株式    | 29,400    | その他利益剰余金      | 1,523,511 |
| 出資        | 110       | 繰越利益剰余金       | 1,523,511 |
| 破産更生債権等   | 5,447     | 自己株式          | △50,212   |
| 長期前払費用    | 5,269     | 新株予約権         | 72,729    |
| 繰延税金資産    | 148,305   | 純資産合計         | 2,157,377 |
| 敷金及び保証金   | 184,861   | 負債純資産合計       | 4,927,251 |
| その他の      | 200       |               |           |
| 貸倒引当金     | △5,447    |               |           |
| 資産合計      | 4,927,251 |               |           |

## 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から)  
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |            |
|-------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                   |         | 14,621,981 |
| 売 上 原 価                 |         | 11,458,427 |
| 売 上 総 利 益               |         | 3,163,553  |
| 販売費及び一般管理費              |         | 2,504,184  |
| 営 業 利 益                 |         | 659,369    |
| 営 業 外 収 益               |         |            |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 11      |            |
| 受 取 手 数 料               | 2,394   |            |
| 助 成 金 収 入               | 927     |            |
| そ の 他                   | 1,001   | 4,335      |
| 営 業 外 費 用               |         |            |
| 支 払 利 息                 | 2,833   |            |
| そ の 他                   | 353     | 3,186      |
| 経 常 利 益                 |         | 660,518    |
| 特 別 損 失                 |         |            |
| 減 損 損 失                 | 3,299   | 3,299      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 657,218    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 214,251 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 15,696  | 229,948    |
| 当 期 純 利 益               |         | 427,270    |

## 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から)  
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

| 資本金                         | 株 主 資 本 |         |              |           |           |         |           | 新株予約権  | 純資産合計     |  |  |
|-----------------------------|---------|---------|--------------|-----------|-----------|---------|-----------|--------|-----------|--|--|
|                             | 資本剰余金   |         | 利 益<br>剰余金   |           | 自己株式      | 株主資本合計  |           |        |           |  |  |
|                             | 資本準備金   | 資本剰余金合計 | その他<br>利益剰余金 | 利益剰余金合計   |           |         |           |        |           |  |  |
| 当期首残高                       | 318,995 | 245,230 | 245,230      | 1,096,241 | 1,096,241 | △130    | 1,660,336 | 4,270  | 1,664,606 |  |  |
| 当期変動額                       |         |         |              |           |           |         |           |        |           |  |  |
| 新株の発行（新株<br>予約権の行使）         | 23,596  | 23,528  | 23,528       |           |           |         | 47,124    |        | 47,124    |  |  |
| 当期純利益                       |         |         |              | 427,270   | 427,270   |         | 427,270   |        | 427,270   |  |  |
| 自己株式の取<br>得                 |         |         |              |           |           | △50,081 | △50,081   |        | △50,081   |  |  |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額（純額） |         |         |              |           |           |         |           | 68,459 | 68,459    |  |  |
| 当期変動額合計                     | 23,596  | 23,528  | 23,528       | 427,270   | 427,270   | △50,081 | 424,312   | 68,459 | 492,771   |  |  |
| 当期末残高                       | 342,591 | 268,758 | 268,758      | 1,523,511 | 1,523,511 | △50,212 | 2,084,648 | 72,729 | 2,157,377 |  |  |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ・商品、貯蔵品・・・・主として先入先出法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月  
1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）  
並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属  
設備及び構築物については定額法によっておりま  
す。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～31年

機械及び装置 3年～12年

車両運搬具 2年～6年

工具、器具及び備品 2年～20年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額  
法によっております。
- ・のれん 投資効果の発現する期間（5年）に基づく定額法  
によっております。

##### ③ リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権につ  
いては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の  
債権については個別に回収可能性を勘案し、回  
収不能見込額を計上しております。

##### 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額  
のうち、当事業年度に負担すべき額を計上してお  
ります。

#### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によ  
っております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に「3. 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 計算書類に計上した会計上の見積りによるもののうち、翌年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある項目

2019年3月にインターネット広告業を営むセンターリーズ株式会社を100%子会社化し、2019年6月に同社を吸収合併しました。旧センターリーズ株式会社より引き継いだ事業（以下、センターリーズ事業）に関するのれんの評価について、翌年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- (2) 当年度の計算書類に計上した金額

のれん 37,422千円

- (3) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

センターリーズ事業は取得時に旧センターリーズ株式会社の純資産と比較して高い対価が支払われているため、のれんが計上されております。また、当該事業の業績は、ビジネスの性質上、景気動向の影響を受けやすい傾向があります。

取得時の事業計画よりも実際の業績が大幅に下回った場合や取得時の事業計画の大幅な下方修正が必要となった場合、減損の兆候に該当する可能性があります。この場合、割引前将来キャッシュ・フローの見積額がのれんを含む資産グループの帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要となる可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

##### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

###### ① 担保に供している資産

|    |           |
|----|-----------|
| 建物 | 85,729千円  |
| 土地 | 668,606千円 |
| 計  | 754,336千円 |

###### ② 担保に係る債務

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 68,940千円  |
| <u>長期借入金</u>  | 369,870千円 |
| 計             | 438,810千円 |

##### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

654,565千円

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,810,000株

##### (2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 122,000株

##### (3) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 40,221株

#### 6. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、主に短期的な預金等で運用しております。また、運転資金は主に自己資金によっており、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行取引）を調達しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

###### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、与信管理規程に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務について、支払手形による支払は行っておりません。買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。営業債務及び借入金は流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、必要手許流動性の維持などにより、当該リスクを管理しております。

###### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を

織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する事があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                              | 貸借対照表計上額                          | 時 価                               | 差 額 |
|------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----|
| (1) 現 金 及 び 預 金              | 1,107,765千円                       | 1,107,765千円                       | -千円 |
| (2) 受取手形及び売掛金<br>貸倒引当金 (* 1) | 1,908,782<br>△11,335<br>1,897,446 | 1,908,782<br>△11,335<br>1,897,446 |     |
| 資 産 計                        | 3,005,212                         | 3,005,212                         | -   |
| (1) 買 掛 金                    | 1,249,629                         | 1,249,629                         | -   |
| (2) 長 期 借 入 金 (* 2)          | 768,236                           | 768,203                           | △32 |
| 負 債 計                        | 2,017,865                         | 2,017,833                         | △32 |

(\*1) 受取手形及び売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金

買掛金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

変動金利の借入金については、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利の借入金については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 7. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

| 繰延税金資産   |           |
|----------|-----------|
| 貸倒引当金    | 5,326千円   |
| 賞与引当金    | 33,150千円  |
| 未払事業税    | 12,364千円  |
| 地代家賃否認   | 4,220千円   |
| 資産除去債務   | 5,387千円   |
| 資産調整勘定   | 70,453千円  |
| 減損損失     | 5,816千円   |
| 減価償却超過額  | 3,187千円   |
| その他      | 8,397千円   |
| 繰延税金資産合計 | 148,305千円 |

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因 となった主要な項目別の内訳

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 法定実効税率<br>(調整)     | 30.4% |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.5%  |
| 住民税均等割             | 0.5%  |
| 株式報酬費用             | 3.2%  |
| のれん償却費             | 0.5%  |
| その他                | 0.0%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率  | 35.0% |

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 関連会社

| 種類   | 会社等の名称                        | 議決権等の所有(被所有割合) | 関連当事者との関係 | 取引の内容    | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|------|-------------------------------|----------------|-----------|----------|----------|----|----------|
| 関連会社 | Performance Technologies 株式会社 | 所有直接42%        | 役員の兼任     | 出資の引受(注) | 29,400   | -  | -        |

(注) 会社設立に伴い、当社が出資の引受を行ったものであります。

### (2) 役員

| 種類 | 会社等の名称または氏名 | 議決権等の所有(被所有割合) | 関連当事者との関係 | 取引の内容       | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|----|-------------|----------------|-----------|-------------|----------|----|----------|
| 役員 | 勝山純一        | 被所有直接0.22%     | 当社取締役     | 新株予約権の行使(注) | 15,246   | -  | -        |
| 役員 | 小林剛司        | -              | 当社取締役     | 新株予約権の行使(注) | 15,246   | -  | -        |

(注) 2014年8月8日開催の臨時株主総会決議により付与されたストックオプションの権利行使であり、上記の金額は権利行使による払込額を記載しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額

752円64銭

(2) 1株当たりの当期純利益

155円84銭

## 10. 重要な後発事象

(取得による企業結合)

### (1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称 株式会社ビアトランスポーツ

被取得企業の事業の内容 衣料等の卸売

### (2) 企業結合を行った主な理由

若い世代を中心に安定的な需要のある有名アパレル・スポーツブランドの無地Tシャツの販売を主力商品としている株式会社ビアトランスポーツを当社グループに加えることで、当社の既存事業であるインターネットサービス及びフルフィルメントサービス、さらにはフルフィルメント領域のなかでも今後視野に入れていくべき越境E-Cサービスにおいて、株式会社ビアトランスポーツの有する海外商品取扱いのノウハウ、海外におけるコネクションにより高いシナジーが得られるものと判断したためあります。

### (3) 企業結合日

2021年4月1日

### (4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

### (5) 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

### (6) 取得した議決権比率

100%

### (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

### (2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

| 取得の対価 | 現金及び預金 | 462,690千円 |
|-------|--------|-----------|
| 取得原価  |        | 462,690千円 |

### (3) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

現時点では確定しておりません。

### (4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

### (5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(多額の資金の借入)

当社は、2021年3月15日開催の取締役会決議に基づき、株式会社ビアトランスポーツ株式取得費用及び資金貸付のため、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行と金銭消費貸借契約を下記のとおり締結いたしました。

その後、2021年4月1日付で借入を実行いたしました。

(1) 借入先の名称

株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行

(2) 借入額

720,000千円

(3) 返済期限

2028年3月31日

(4) 借入金利

市場金利等を勘案して決定しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

ディーエムソリューションズ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩瀬 弘典 印  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 川端 美穂 印  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ディーエムソリューションズ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するため経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当部署その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従つて整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

ディーエムソリューションズ株式会社 監査役会  
常勤社外監査役 安田仁裕 印  
社外監査役 斎藤哲男 印  
社外監査役 高見之雄 印

以上

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社の事業内容の拡大並びに今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款             | 変 更 案                                       |
|---------------------|---------------------------------------------|
| (目的)                | (目的)                                        |
| 第2条 (条文省略)          | 第2条 (現行どおり)                                 |
| 1~10. (条文省略)        | 1~10. (現行どおり)                               |
| 11. 化粧品、美容用品の製造及び販売 | 11. 化粧品、医薬部外品、医薬品、医療機器及び美容用品の製造、加工<br>並びに販売 |
| 12~18. (条文省略)       | 12~18. (現行どおり)                              |

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役安田仁裕氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| みや とも のり あき<br>宮本 則昭<br>(1963年4月30日) | 1986年4月 日興証券株式会社(現SMB C日興証券株式会社)入社<br>2008年10月 株式会社I Sホールディングス入社<br>2013年1月 くにうみアセットマネージメント株式会社入社<br>2018年2月 グローバルプロフェッショナルパートナーズ株式会社入社<br>2019年4月 株式会社コネクションズ(現株式会社コネクション)設立<br>2020年4月 株式会社コネクションズ(現株式会社コネクション)代表取締役就任 | -          |

- (注) 1. 宮本則昭氏と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 宮本則昭氏は、社外監査役候補者であります。  
3. 宮本則昭氏は、前職における豊富な経験と幅広い知識を当社の監査に反映頂くため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。  
4. 当社は、宮本則昭氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結を予定しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。  
5. 当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、役員等賠償責任保険契約を締結しております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告18頁((3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要)に記載のとおりです。  
6. 当社は、宮本則昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

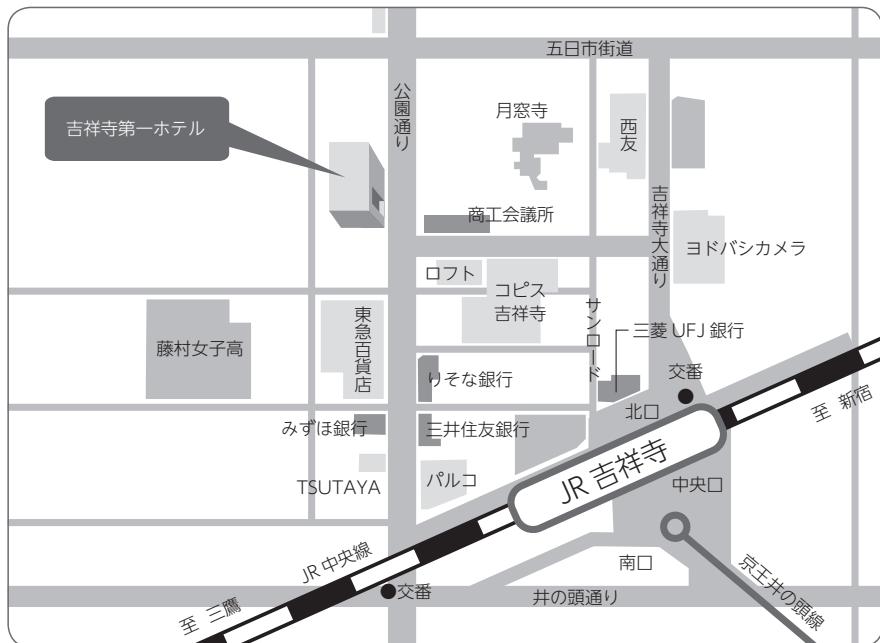
以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目4番14号

吉祥寺第一ホテル 8階「飛鳥の間」

TEL 0422-21-4411



交通 JR 吉祥寺駅

京王井の頭線吉祥寺駅

北口より 徒歩約7分

北口より 徒歩約7分

—お知らせ—

会場が前回と異なっておりますので、お間違えないようご注意ください。